

令和6年度京都府古典芸能振興公演補助金 についての御案内

1 趣 旨

「京都府古典芸能振興公演補助金」は、次代の社会を担う子どもや青少年をはじめとする府民（以下「次世代等」という。）が広く古典芸能を体験し、鑑賞することができる環境の整備と古典芸能の発展を図るため、京都府内で行われる優れた古典芸能公演に対して補助金を交付するものです。

2 補助対象公演

京都府内の劇場等の施設において行われる能、狂言、人形浄瑠璃、歌舞伎、邦舞、邦楽、詩吟及び演芸の公演で、次世代等が古典芸能に親しみ、理解を深める上で有益な取組等があり、京都の文化力の向上及び古典芸能の発展に資することを目的とした公演が補助対象となります。

要望書の「公演概要」に、「次世代体験」や「若手演者の育成」等の内容を明記の上、提出願います。

なお、京都府北部をはじめとする府内各地において、古典芸能公演が行われることにより、古典芸能の広い普及につながると考えられるため、積極的にご活用願います。

■ 補助対象事業は、次の①～③のうち、一つ以上に取り組む事業とします。

①「次世代体験」

高校生以下の子ども及び保護者を対象に、「ほんまもん」の文化に触れる機会を提供し、古典芸能を体験及び鑑賞することができる取組

例) ○教科書に登場するなど、わかりやすい演目の上演

○中高生等を対象とした鑑賞教室やワークショップ

※演目を詳しく解説した書面を配付するなど、次世代の理解促進に繋がる工夫を含む。

②「若手演者の育成」

概ね40歳代までの演者を加えた演目上演等を通じ、古典芸能の担い手として成長を促す取組

※おさらい会など、広く府民を対象としない催しは除く。

③「初心者向け、親子向けなどの公演」

全演目を初心者や親子・子どもを対象とした公演で、古典芸能の普及促進を図る取組

例) 親子鑑賞会

3 補助対象者

古典芸能の発展などを目的として活動している芸術家又は芸術団体。

プロ演者を原則とし、アマチュアによる公演は除く。

4 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施される公演

5 補助金の額

補助対象経費の2分の1の額、または補助対象経費から入場料その他公演に伴う総収入を引いた額を限度として、予算の範囲内で算出した額

※要望が多数の場合、要望額を下回る場合があります。

■補助対象経費は以下のとおりです。

※飲食費は補助対象外

- 出演・音楽・文芸費（出演料、作曲料、演出料、台本料等）
- 会場・舞台費（会場使用料、大道具費、衣裳費、かつら費、照明費等）
- 謝金・旅費・宣伝費（原稿執筆謝金、交通費、宿泊費、ポスター・入場券等印刷費、記録録画費等）
- 講演費（講師謝金・旅費、資料費・ワークショップ開催費等）

6 京都府古典芸能振興公演の普及広報等

補助対象公演の実施にあたっては、会場及び関係印刷物（ポスター・チラシ・プログラム等）に「京都府次世代等古典芸能普及促進公演」の表示をお願いします。

7 交付要望の手続き

下記のとおり補助金交付要望書及び(別紙)ヒアリング調査票を提出してください。

(※郵送又はメールにて提出)

(1) 受付期間

令和6年2月19日(月)から3月1日(金)17時まで【必着】

(2) 提出先

京都府文化生活部 文化芸術課 芸術振興係

TEL 075-414-4221 FAX 075-414-4223 メール提出先 bungei@pref.kyoto.lg.jp

※メール提出も可能ですが、参考資料となる、過去のチラシ・パンフレット等は現物を御郵送ください。

※令和6年度についても、府庁においてヒアリングを実施する予定です。遠方のため府庁へお越しいただくことが困難な場合は、オンライン等(zoom形式、難しい場合は電話で聞き取り)で実施いたしますので、別紙ヒアリング調査票の備考欄にてお知らせください。

8 問合せ先

この補助金の詳しい内容については、上記京都府文化生活部文化芸術課にお問い合わせください。

9 その他

- (1) 当補助金の交付事務は、京都府議会における令和6年度予算の議決を経て実施します。
- (2) 実績報告書を提出する際は、補助対象経費に係る支出を証する書類（領収書等）のコピーを提出してください。
- (3) 当補助金交付要綱は下記の URL（京都府文化芸術課ホームページ）からご覧いただけます。また、交付要望書等の様式をダウンロードいただけます。
(<http://www.pref.kyoto.jp/bungei/koten-youkou.html>)
- (4) Word 様式の要望書をメールにてお送りします。必要な場合は御連絡ください。
(メール:bungei@pref.kyoto.lg.jp)
- (5) 当補助金に係る提出書類について、代表印の押印は不要となります。
ただし、補助金の受領に関する『委任状』については押印が必要となりますので御留意願います。